

体育館空調設備設置工事設計業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容	評価点		配点	
参加者の評価	技術職員数、有資格者数及び実績を評価する	技術職員数		20	
		有資格者数			
		実績の種類、件数			
各業務担当者の資格	各担当分野について、資格の内容により評価する	管理技術者		12	
			電気設備		
			機械設備		
各業務担当者の実績	各担当分野について、同種業務・類似業務の実績により評価する	管理技術者		18	
			電気設備		
			機械設備		
提案項目 (テーマ①)	設計における課題への対応	学校現場の特性に配慮した空調設備の熱源、空調方式及び機器性能について提案をしてください。		10	35
		学校運営への影響を少なくする工事施工期間短縮等の提案をしてください。（提案は一つに限らず複数可能）		10	
		将来行われる断熱性確保工事を見据えた空調設備提案してください。（提案は一つに限らず複数可能）		10	
提案項目 (テーマ②)	安全面に係る検討課題への対応	児童、生徒における仮設計画（安全計画）の考え方		5	
価格点	価格点（15点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格（小数点第2位以下四捨五入）			15	
合 計					100

注) 実績、資格及び価格については書類等により客観的に評価する。

実績は、平成 27 年 4 月以降に、別紙の建築設計業務委託特記仕様書 1) II 業務仕様 2 業務の実施(4) 業務計画書・報告書 注) ③次を満たす施設の設計業務実績 1)、2) 同種業務、類似業務に限ります。

2 評価の方法について

- ① 客観評価は事務局が技術者資料を元に参加者の審査を行う。
- ② 提案項目の評価は各審査委員が、提案者ごとに点数評価を行う。
- ③ 評価点(合計 100 点)の 6 割を最低基準点とし、評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ④ 評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が高点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ⑤ 提案者が 1 者のみの場合で、評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。

3 配置技術者の有する資格について

下表の資格記載表により、様式3-3～3-5に記載する。

担当業務分野	記載する技術者資格		
管理技術者	設備設計一級建築士 又は 建築設備士（必須）		
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
		技術士※1	※4
		一級電気工事施工管理技士、 第一種・第二種・第三種電気主任技術者 一級管工事施工管理技士	
電気設備	設備設計一級建築士 又は 建築設備士		
	上記の資格を有しない場合		※5
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
		技術士※2	※4
		一級電気工事施工管理技士、 第一種・第二種・第三種電気主任技術者	
機械設備	設備設計一級建築士 又は 建築設備士		
	上記の資格を有しない場合		※5
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
		技術士※3	※4
		一級管工事施工管理技士	

※1：管理技術者の技術士は、電気電子部門（発送配変電）、（電気応用）、（電子応用）、（情報通信）、（電気設備）又は機械部門（動力エネルギー）、（熱工学）、（流体工学）又は衛生工学部門（空気調和）、（建築環境）のいずれかとする。

※2：電気設備業務分野の主任担当者の技術士は、電気電子部門（発送配変電）、（電気応用）、（電子応用）、（情報通信）、（電気設備）とする。

※3：機械設備業務分野の主任担当者の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、（熱工学）、（流体工学）又は衛生工学部門（空気調和）、（建築環境）のいずれかとする。

※4：追加記載可能な資格については、同項目において1資格のみ選択できる。

※5：契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の設備設計実績を有すること。